

介護予防短期入所生活介護利用契約書別紙（兼重要事項説明書）

令和6年8月1日 現在

1 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 長生共楽園
- (2) 法人所在地 千葉県茂原市下永吉 2812 番地
- (3) 電話番号 0475-22-1888
- (4) 代表者氏名 理事長 林 信廉
- (5) 設立年月日 昭和52年2月1日

2 事業の目的と運営方針

事業者は、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

また入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるとともに、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

3 施設の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム 長生共楽園
施設の所在地	千葉県茂原市下永吉 2812 番地
管理者名	施設長 和田 実佳
電話番号 (FAX 番号)	0475-22-1888 0475-24-2206
事業の種類・利用定員	介護予防短期入所生活介護 5名
事業者指定番号	千葉県 1271500066

3 職員体制

職種	常勤専従	兼務	非常勤	計
管理者		1名		1名
事務員	1名	1名	1名	3名
生活相談員	2名以上	1名以上		3名以上
介護士	20以上		5名以上	25名以上
看護師	3名以上		1名以上	4名以上
機能訓練指導員	1名			1名
管理栄養士	1名以上			1名以上
栄養士	1名以上			1名以上
介護支援専門員	1名以上			1名以上
医師（嘱託医）			2名	2名

※介護士・看護師については、介護老人福祉施設の人員を含む

4 施設設備の概要

定員	75名(内短期5名)	静養室	1室1床
居室4人部屋 3人部屋	16室 1室(短期専用)	診療室	1室
2人部屋	4室(内1室短期専用)	浴室	一般浴槽 1機 特殊浴槽 1機 リフト浴槽 1機
食堂	1室		

※定員は、居宅サービス及び介護予防サービスの利用を併せて5名です。

※併設する指定介護老人福祉施設サービスにおける入所者の入院及び外泊等により、利用しない居室が生じた場合には、当該居室を利用することができます。

5 介護予防短期入所生活介護サービスの内容

(1) 基本サービス

①介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

②居室

当施設の居室は個室はなく、特別な場合を除いて1居室2人以上の多床室です。入所後、利用者の状況に応じて居室変更があります。

③食事

朝食 7:30～

昼食 12:00～

夕食 17:00～

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

④入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

⑤介護

介護予防短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑥機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑦生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関する事等の相談に応じます。

⑧健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他のサービス

①理美容

定期的に理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用頂けます。利用期間中に行われる場合で、ご希望の方はお申し出ください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願い致します。

③レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。(利用期間中に行われる場合)

6 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

介護報酬告示の額は、以下の通りです。なお、事業者の表示する金額は介護保険の保険適を受ける料金です。1単位あたり10.33円で計算されます（※1）。

自己負担は原則として1割ですが、介護保険被保険者証に負担割合が記されている場合は、その負担割合が適用されます。ただし、利用者が新規または変更等により新たに介護保険負担割合証の交付を受けた場合は、事業者は介護保険負担割合証を確認し、記される有効期間内はその負担割合を適用します。

（※1）について

介護報酬は、1単位10円を基本としていますが、地域間に存在する格差を勘案し、1単位の単価に差を設けるための区分として地域区分が設定されています。地域区分は、地域別、サービス別に分けられています。事業者の設置される地域および区分は、次の通りです。

施設所在地	地域区分	サービスの種類	地域単価
千葉県 茂原市	6級地	介護予防短期入所生活介護	10.33円

（1）基本料金（介護予防短期入所生活介護）

介護区分	1日あたりの 単位数	1日あたりの自己負担めやす		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	451単位	465円	931円	1,397円
要支援2	561単位	579円	1,159円	1,738円

（2）61日を超えた連続利用の基本料金（介護予防短期入所生活介護）

介護区分	1日あたりの 単位数	1日あたりの自己負担めやす		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	338単位	349円	698円	1,047円
要支援2	521単位	538円	1,076円	1,614円

※「要支援1」の方は、（1）基本料金（介護予防短期入所生活介護）の1日あたりの単位数の75/100に相当する単位数を算定いたします。

※「要支援2」の方は、（1）基本料金（介護予防短期入所生活介護）の1日あたりの単位数の93/100に相当する単位数を算定いたします。

(2) 加算料金等

	加算料金の名称		加算料金の額（自己負担分）			
			1日/回/月あたりの自己負担めやす			
			1割負担	2割負担	3割負担	
1	身体拘束廃止未実施減算	1日につき	基本単位数の▲1/100			
2	高齢者虐待防止措置未実施減算	1日につき	基本単位数の▲1/100			
3	業務継続計画未実施減算	1日につき	基本単位数の▲1/100			
4	長期利用者提供減算	31日目以降 1日につき	▲30 単位	▲31 円	▲62 円	▲93 円
5	送迎加算	片道につき	184 単位	190 円	380 円	570 円
6	機能訓練体制加算	1日につき	12 単位	13 円	25 円	37 円
7	療養食加算	1食につき	6 単位	9 円	17 円	25 円
8	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200 単位	207 円	414 円	620 円
9	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120 単位	124 円	248 円	372 円
10-1	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22 単位	23 円	46 円	69 円
10-2	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18 単位	19 円	37 円	56 円
10-3	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6 単位	7 円	13 円	19 円
11-1	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	3 単位	3 円	6 円	9 円
11-2	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	4 単位	5 円	9 円	13 円
12	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金+各種加算）×140/1,000				

※「1 身体拘束廃止未実施減算」は、身体拘束廃止のため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護職員等に周知徹底を図り、身体的拘束等の適正化のため指針を整備し、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的で開催し、これらの取組を行っていない場合に算定いたします。なお身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

※「2 高齢者虐待防止措置未実施減算」は、虐待発生又はその再発を防止するため、①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること、②虐待防止のための指針を整備すること、③従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること、④①から③までを適切に実施するための担当者を置くこと、これらの措置が講じられていない場合に算定いたします。

- ※「3 業務継続計画未実施減算」は、①感染症や非常災害発生時におけるそれぞれの業務継続計画を策定すること、②業務継続計画書に従い必要な措置を講ずること、これらの措置が講じられていない場合に算定いたします。
- ※「4 長期利用者提供減算」は、連続して30日を越えて利用する場合、31日目以降から算定いたします。なお「6 利用料金 (2) 31日を超えた連続利用の基本料金 (短期入所生活介護)」の基本単位を算定している場合は、本加算を算定いたしません。
- ※「5 送迎加算」は、家族の事情等から送迎を行うことが必要な場合に算定いたします。
- ※「6 機能訓練体制加算」は、機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を配置した場合に算定いたします。
- ※「7 療養食加算」は、医師の指示に基づき、療養食を提供した場合に、1日につき3回を限度として算定いたします。
- ※「8 認知症行動・心理症状緊急対応加算」は、医師が認知症のため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した方を受け入れた場合に算定いたします。
- ※「9 若年性認知症利用者受入加算」は、若年性認知症を有する方を受け入れ、利用者ごとに介護等担当者を決めて対応させて頂いた場合に算定いたします。
- ※「10-1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が80%以上おり、かつ勤続年数10年以上の者が35%以上いる場合に算定いたします。
- ※「10-2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が60%以上いる場合に算定いたします。
- ※「10-3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が50%以上いる場合か、もしくは介護職員と看護職員の合計人数のうち、常勤職員の割合が75%以上か、もしくは介護職員と看護職員の合計人数のうち、勤続年数7年以上の者が30%以上いる場合、いずれかに回答する場合に算定いたします。
- ※ サービス提供体制強化加算を算定する場合は、サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 若しくは (Ⅱ) 若しくは (Ⅲ) のいずれか1つを算定いたします。
- ※「11-1 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)」は、入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が50%以上で、所定の研修を修了した職員を配置し、定期的に会議を開催している場合に算定いたします。
- ※「11-2 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)」は、入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が50%以上で、認知症介護指導者養成研修等を修了した職員を配置し、定期的に会議を開催している場合に算定いたします。
- ※「12 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)」は、基本料金と各種加算を合計した金額に140/1,000を掛けた金額で算定いたします。

■以下は、介護保険を適用しないその他の費用です。

(3) 食事の提供に要する費用

1日あたり	1日の食ごとの額	
1,700円	朝食	400円
	昼食	650円
	夕食	650円

ア 基本料金

ただし、利用者が保険者より介護 (特定) 保険負担限度額認定証の交付を受け施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証に記載されている食費の負担限度額とします。

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。

なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日あたりの額とします。(全ての食事を摂らない場合を除く。)

ウ その他

アの介護保険負担限度額認定証の交付については、世帯の課税状況や利用者収入に応じた利用料の減額制度です。その手続きについてはご相談ください。

(4) 居住に要する費用

ア 基本料金

入所・退所の時間にかかわらず1日あたり 920円です。

ただし、利用者が保険者より介護保険負担限度額認定証の交付を受け施設に提示した場合には、提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証の記載されている居住費及び滞在費の負担限度額とします。

イ その他

アの介護保険負担限度額認定証の交付については、世帯の課税状況や利用者収入に応じた利用料の減額制度です。その手続きについてはご相談ください。

(5) 利用者が選定する特別な居室の提供に関する費用の額

利用者の負担はありません。

(6) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選択により外食、注文食、施設行事食など(3)に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

(7) その他自己負担となるもの

ア 生活支援費

利用者またはご家族の依頼を受け、預り金(現金)の管理として、金銭出納が生じたときその回数(日を単位とします。)あたり180円をご負担いただきます。(出納がない場合でも現金をお預かりした場合を含みます。)

イ その他

- ・理美容代は実費(理美容事業者へ直接お支払いください。)
- ・利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用は実費(販売事業者へ直接お支払いください。)

ウ 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円です。

エ キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

- ・利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合 無料
- ・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合(連絡のない場合を含む) 500円

(8) 基本料金の軽減措置((7)に定めるその他自己負担となるものは除く。)

社会福祉法人による利用料軽減制度がございます。住所地の市町村にご相談ください。

(9) 支払方法

ご利用月の翌月15日までに当月料金の合計額を請求しますので、原則として、口座振替の方法でお支払いください。振替日は請求月20日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)に振替えます。ただし、口座振替の手続き完了までの期間その他の事情で銀行振替ができない場合には、事業所よりお知らせする期限までにその金額を指定の口座(お知らせに記載)に振り込んでください。別途、振込手数料がかかります。お支払いいただきますと領収書を発行します。

5 サービス利用の終了について

①利用者のご都合でサービスを終了される場合

終了を希望する日の前日午後5時までに、連絡をしてください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了し、以降の予約はできません。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず振込指定日より15日間以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービスの利用を終了していただく場合がございます。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、サービスの利用を終了していただく場合がございます。

6 当施設について

(1) 運営の方針

「長く生き共に楽しむ園」を基本理念に、伝統と実績を携えて、サービスの提供に努めていきます。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①面会

原則、8：30～17：15の時間です。来園時には、受付カウンターにて面会票に記入をお願いします。飲食物をお持ちの際には、ご本人にお渡しになる前に従業員にお伝えください。（体調不良等により、控えさせて頂く場合もあります）

②外出

外出をさせる場合は事前に事務所に連絡を頂き、受付カウンターにて外出票の記入をお願いします。

③喫煙、飲酒

施設内での喫煙はできません。飲酒は他の利用者に迷惑にならない範囲で可能ですが、健康管理上事前に申し出てください。

④設備、器具の利用

居室の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合賠償して頂くことがあります。

⑤金銭貴重品の管理

高額な金銭や貴重品の持込はご遠慮頂いております。紛失等が生じてても責任は負いかねます。

⑥身の回り品の持ち込み

保管できるスペースに限りがございますので最小限にお願い致します。

⑦受診について

医療機関への外来はご家族にてお願いします。

⑧宗教活動について

他の利用者の迷惑となる活動や行為はご遠慮頂きます。

7 緊急時の対応方法

利用者の状態が急変した場合は、協力病院に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。（主治医への連絡をご希望の方は事前にお申出下さい）

8 防災対策

- ・防災設備 鉄筋コンクリート（耐火建築）の建物内に火災報知器、消防署への自動通知装置、スプリンクラー、消火器を設置しています。カーテン寝具等は防煙性能のあるものを使用しています。
- ・防災訓練 年3回（うち1回は、長生郡市広域消防本部の立会い）実施。
- ・防火責任者 講習受講者を配置しています。
- ・その他 近隣住民にご協力頂き、地域防災組織がごぞいます。

9 サービス内容に関する相談・苦情

①利用者相談・苦情窓口

「担 当」

苦情受付担当者 白井 省次 電話 0475-22-1888

苦情解決責任者 和田 実佳 電話 0475-22-1888

②その他

施設以外に、苦情解決第三者委員（事務所入り口に氏名、住所、電話番号を掲示してあります。）、市町村の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【各相談の窓口】

機 関 名		電話番号
千葉県	国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	043-254-7428
	千葉県運営適正化委員会 (福祉サービス利用者サポートセンター)	043-246-0294
茂原市	高齢者支援課	0475-20-1572
一宮町	福祉健康課	0475-42-1431
白子町	保健福祉課	0475-33-2113
長生村	福祉課	0475-32-6809
長南町	保健福祉課	0475-46-2116
長柄町	健康保険課	0475-35-2113
睦沢町	福祉課	0475-44-2504

10 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 長生共楽園
代表者氏名 理事長 林 信廉
所在地・電話番号 千葉県茂原市下永吉2812番地 0475-22-1888

定款の目的に定めた事業

- 1 養護老人ホーム長生共楽園の設置経営
- 2 特別養護老人ホーム長生共楽園の設置経営
- 3 老人短期入所事業（長生共楽園）
- 4 老人デイサービス事業（長生共楽園）
- 5 老人居宅介護等事業（長生共楽園）
- 6 老人介護支援センター（長生共楽園）の設置経営
- 7 居宅介護支援事業（長生共楽園）
- 8 地域包括支援センター（委託事業）

令和 年 月 日

介護保険指定介護予防短期入所生活介護の利用にあたり、利用者に対して契約書並びに契約書別紙および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	千葉県茂原市下永吉2812	
	事業名	特別養護老人ホーム 長生共楽園 (介護予防短期入所生活介護)	
	管理者		印
	説明者		印
利用者	住所		
	氏名		印
保証人	住所		
	氏名		印